

被扶養者認定に必要な書類一覧表

* 健康保険被扶養者異動届と扶養状況届は必ず提出のこと

【凡例】○：右に示す必要書類をご提出ください。

扶養認定対象者の状況	扶養認定対象者							必 要 書 類		発行（取得）場所	
	配偶者	※1 子	実 父 母	祖 父 母	※1 兄 弟 姉 妹	※1 孫	義 父 母	義 祖 父 母			
●同居と続柄を確認する書類	同居・別居どちらでも可						同居が必要		「世帯全員の住民票(続柄記載あり)」 ※被保険者本人が単身赴任中は、同居とみなします。	市区町村役場	
●※2収入を確認する書類	収入の有無に関わらず、「課税・非課税証明書」又は「所得証明書」									市区町村役場	
収入なし	働いたことがない (パート、アルバイト含む)	○	○	○	○	○	○	○	「課税・非課税証明書」又は「所得証明書」	市区町村役場	
	退職から1年以上経過	○	○	○	○	○	○	○			
	退職から 一年未 満	失業給付の受給権なし	○	○	○	○	○	○	○	①雇用保険未加入→退職時の源泉徴収票(写)又は 雇用保険が未加入であることと退職日がわかる証明書	前勤務先
		失業給付の手続きをしない 又は 手続きをする予定	○	○	○	○	○	○	○	②雇用保険加入不足→「離職票1・2(写)」又は「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」	前勤務先 ハローワーク
		失業給付の受給期間延長	○	○	○	○	○	○	○	③既に受給終了→支給終了印がある「雇用保険受給資格者証の両面(写)」	ハローワーク
		失業給付の待期・給付制限期間中	○	○	○	○	○	○	○	「離職票1・2(写)」又は「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」	前勤務先 ハローワーク
	パート・アルバイト等の収入 (通勤手当等含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	「直近3ヶ月分の給与明細(写)」又は「就労に関する証明書(60歳未満 又は 60歳以上)」	勤務先
自営業収入	○	○	○	○	○	○	○	○	直近の「確定申告書(控)の(写)」と「収支内訳書(写)」	税務署	
各種年金収入	○	○	○	○	○	○	○	○	直近の「年金振込通知書(写)」又は「年金改定通知書(写)」	日本年金機構	
雇用保険給付金等を受給	○	○	○	○	○	○	○	○	失業給付…「雇用保険受給資格者証(写)」、育児休業給付…「支給決定通知書(写)」等 支給金額を通知された書類(写)	ハローワーク	
健康保険給付金等を受給	○	○	○	○	○	○	○	○	傷病手当金、出産手当金等の支給決定通知書(写)	健康保険組合	
仕送りによる収入	-	-	○	○	○	○	-	-	仕送り金額とその継続性(3~6ヶ月)が確認できる書類 (「振込(控)」、「現金書留(控)」又は「通帳(写)」) ※手渡しは認められません。	金融機関等 ご本人	
●病気や身体に障害がある	-	○	○	○	○	○	○	○	医師の診断や身体障害者手帳(写)・療養手帳(写) ※障害年金がある場合は、直近の振込通知書(写)	医師又は福祉事務所等 日本年金機構	

※1 主に15歳以上(就業可能年齢)の場合の必要書類。就学中の場合は「在学証明書又は学生証のコピー(期限表示のあるもの)」も提出。

15歳未満の場合は、「扶養状況届」と「住民票(続柄記載あり)」を提出。

扶養義務者全員(例：両親)が健康保険の被保険者(本人)の場合、生計維持関係からみて収入の多い方に扶養されることになって
いますので、配偶者の収入確認書類を提出してください。

※2 収入…健康保険では、給与収入(通勤交通費、各種手当等及び賞与を含む)のほかに、以下のものも収入と見なしています。

雇用保険給付金(失業給付、傷病手当、育児休業給付等)、健康保険給付金(傷病手当金、出産手当金等)、労災保険給
付金(休業補償)、公的年金、自営収入、株式配当、預貯金利子、不動産賃貸料等その他組合が収入と認めたもの

《備考》

1. 家族構成等の各種状況によって、追加で提出書類をお願いすることがあります。ご理解とご協力をお願いします。
2. 両親の一方を申請の場合でも、両方の収入確認書類の提出が必要です。
3. 両親の申請時に、兄弟の収入確認書類の提出を求められる場合があります。

【扶養の認定要件】

- ・日本国内に居住していることが原則。(国内居住要件)
- ・年間の収入が130万円(60歳以上、又は障害者年金受給者
は180万円)未満かつ被保険者の収入の1/2未満であること。

【扶養認定日】

原則、被扶養者(異動)届及び必要書類一式が提出され、
健康保険組合が扶養の事実を認めた日が認定日となります。
(出生においては原則、出生年月日を認定日とします。)